

随意契約とする理由、比較見積書徴収省略及び電子見積合わせ実施しない理由書

教室棟他2棟大規模改修工事において、教室棟1階受水槽室内設置の屋内消火栓設備の取替え（所轄消防署届出済）をしたので教室棟屋上に設置している高架水槽を点検したところ、真下に設置している消火補給水槽への給水が止まらないことが確認された。

本来、消火補給水槽は満水になれば給水が止まり使用により減少した水量分が補給され、タンク内は常時満水を保たれていることから学校敷地内の送水管で漏水事故が発生している可能性が考えられた。

現地調査や図面で確認したところ、普通教室棟東側から体育館方面（境界の公道を含む）の地下埋設管が腐食等を起こし地中で現在も漏水していることがほぼ確認できたことから、緊急的に消火補給水槽から~~※~~の送水を止めている状況にある。（直近水道局検針でも水道使用量が前月比約3倍の報告有）

このようなインシデントを放置し続ければ大規模な破損を起こす可能性があり、また大量の漏水が発生すれば周辺地盤は軟弱化し建物直下での漏水なら建物基礎構造にも甚大な被害を与え存立そのものに大きな影響を及ぼすこととなる。

また地表面に噴き出す事態になれば近隣住民家への水や土石等の流入といった二次被害を誘発させる危険性が大いに懸念される。

そのため、至急に専門業者による漏水事故をストップさせる防水工事等をまず講じる必要があるが、腐食している地下埋設管を掘り出し付替える工法では他のインフラ管に損害を与えてしまう恐れがありリスクも非常に大きいため、新ルート（案）として（※1）上空通路橋を経由させ体育館側消火設備2か所まで~~※~~消火配管を伸ばし附設する工法（破損している地下埋設管は廃止する）の方がリスクも軽減でき、また将来的にも学校施設維持管理において有益と思慮する。

今回学校施設で起きているインシデントはスピーディーに対処し、早急に消火補給水槽からの送水を再開し消防設備を正常な状態へと復旧させることが第一に求められる。

建築物だけでなく地下インフラ設備も経年劣化による老朽化は潜在しており、大阪府内においても更新時期が過ぎている地下埋設管が数多く存在していることが大きな社会問題としてメディア報道されることもある。

ついては、地方自治法施行令第167条の2第5号の規定（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）により随意契約とし、財務規則及びその運用第62条関係第2項第9号の規定（天災地変等急迫を要する場合）により比較見積書徴収を省略し、また同運用第61条の3関係第2項第3号の規定により電子調達システムの利用は行わないものとします。

（※1）参考 堺市道路占用許可書 （令和6年3月15日更新許可）

・ 占用物件 コンクリートボックス（消火配管他3管）

上空通路橋（教室棟2階と体育館2階を公道を跨ぎ架設）